

第 6 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和3年12月16日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和3年12月16日(木曜日)

午前9時59分開議

午前11時9分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第14号)

議案第2号 令和3年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

議案第3号 令和3年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

議案第4号 令和3年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第14号 工事請負契約の変更について

議案第15号 工事請負契約の変更について

議案第21号 指定管理者の指定について

議案第22号 指定管理者の指定について

議案第23号 指定管理者の指定について

議案第24号 指定管理者の指定について

議案第25号 指定管理者の指定について

議案第26号 指定管理者の指定について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第31号 専決処分の報告及び承認について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等について

②球磨川水系に係る河川整備基本方針及び河川整備計画等について(報告)

③熊本県住宅マスタープラン(熊本県住生活基本計画)の改定(案)

④建設工事受注動態統計調査について

出席委員(8人)

委員長 河津 修 司

副委員長 竹崎 和 虎

委員 井手 順 雄

委員 山口 裕

委員 増永 慎一郎

委員 本田 雄 三

委員 前田 敬 介

委員 南部 隼 平

欠席委員(なし)

議長 小早川 宗 弘

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 村上 義 幸

政策審議監 野崎 真 司

河川港湾局長

兼土木技術審議監 里村 真 吾

道路都市局長 宮島 哲 哉

建築住宅局長 小路 永 守

監理課長 森山 哲 也

用地対策課長 林田 孝 二

土木技術管理課長 桑元 伸 二

道路整備課長 森 裕

道路保全課長 緒方 誠

都市計画課長 山内 桂 王

下水環境課長 仲田 裕一郎

河川課長 菰田 武 志

港湾課長 原 浩

砂防課長 松田 龍 朋

建築課長 橋本 知 章

営繕課長 緒方 康 伸

住宅課長 折田 義 浩

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博
政務調査課主幹 近 藤 隆 志

午前9時59分開議

○河津修司委員長 それでは、ただいまから第6回建設常任委員会を開会します。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

なお、今回の委員会からインターネット中継が行われます。委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、付託議案等の審査を行います。

初めに、村上土木部長から総括説明を行います。続いて、担当課長から順次説明をお願いします。また、執行部からの説明については、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、村上土木部長。

○村上土木部長 着座のまま失礼します。

委員の皆様には、10月14日に実施された県南地域の管内視察に際し、執行部も同行させていただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

今定例会に提出しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告いたします。

まず、令和2年7月豪雨災害への対応についてです。

球磨川水系の河川整備基本方針につきましては、社会資本整備審議会河川分科会におきまして、令和2年7月豪雨を踏まえた変更案が審議されております。この変更案では、本県が進める緑の流域治水の観点が盛り込まれております。

また、流水型ダムに関して、国から、ダムの位置、高さ、湛水する範囲につきましては、従来の貯留型ダムと同じとすることが先日示されたところです。

引き続き、被災された方々をはじめ、流域の皆様への不安解消に向け、球磨川の治水対策の早期実現に全力で取り組んでまいります。

次に、TSMCの新工場建設計画についてです。

県では、この国家的プロジェクトでもある新工場建設計画に対応するため、知事をトップとし、各部長等で構成する半導体産業集積強化推進本部を設置し、全庁的な推進、支援体制を整えました。

土木部としましても、中九州横断道路のさらなる建設促進を国に求めるとともに、周辺の渋滞対策や公共下水道の整備など、課題解決に向け、スピード感を持って取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提出しております土木部関係の議案等につきまして御説明いたします。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案4件、条例等関係議案11件でございます。

今回の補正予算につきましては、今年8月の大雨で被災した公共土木施設の復旧経費など8億4,800万円余の増額補正、併せて、ゼロ県債としまして19億1,500万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

また、580億3,600万円余の繰越明許費の設定をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、工事請負契約の変更について2件、指定管理者の指定について6件、専決処分報告及び承認について3件の計11件の御審議をお願いしております。

その他の報告事項につきましては、災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等についてなど、4件について御報告させていただきます。

きます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いたします。

今後とも、創造的復興、国土強靱化などの事業推進に着実に取り組んでまいります。委員各位の御支援と御協力をよろしく願いたします。

○河津修司委員長 引き続き、関係課長から順次説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料として、建設常任委員会説明資料1冊、その他報告事項3件、本日、急遽、報告事項追加分を1件、机上に配付させていただいております。そのため、報告事項4件を準備しております。

それでは、建設常任委員会説明資料1ページをお願いします。

令和3年度11月補正予算について説明します。

今回の補正予算は、本年8月の豪雨により被災した公共土木施設等の復旧に係る予算や債務負担行為の設定等を計上しています。

上の表2段目、今回補正額は、表左から一般会計の普通建設事業のうち、補助事業3億6,800万円余、県単事業8,500万円、災害復旧事業のうち、補助事業3,000万円余、県単事業3億6,400万円余を計上しています。

消費的経費、特別会計等の計上はありません。

今回補正額合計は、右側合計欄のとおり、8億4,800万円余となります。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりです。

2ページをお願いします。

令和3年度11月補正予算総括表です。一般会計、特別会計等ごとに、各課の補正額と

もに、右側に財源内訳を記載しております。

表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いします。

国庫支出金1億9,500万円余、地方債5億4,400万円、その他3,500万円、一般財源7,300万円余となっております。

以上が土木部の11月補正予算の状況です。

監理課からは以上でございます。よろしくお願いします。

○桑元土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

説明資料の3ページをお願いします。

今回、補正額はございません。

上から2段目の建設単価調査費の説明欄に記載のとおり、建設単価調査業務に2,900万円余の債務負担行為を設定しております。この業務は、土木部が発注する工事の積算に用いる建設資材などの単価を決定するため、令和4年4月から、1年を通じて市場の実勢価格を調査するもので、毎年行っているものでございます。

土木技術管理課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

4ページをお願いします。

補正額はございません。

上から2段目の表右側説明欄を御覧ください。

道路改築費で債務負担行為の限度額の変更をお願いしております。これは、当初より設定しておりました13億8,000万円の債務負担行為について、国道324号本渡道路を確実に令和4年度内に開通させるため、舗装工事等を本年度内に発注するために、債務負担行為の限度額を21億8,000万円へ変更するものです。

道路整備課からは以上でございます。よろ

しくお願いいたします。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

5ページをお願いいたします。

初めに、補正予算を御説明いたします。

上から2段目の単県道路修繕費でございますが、左から4列目のとおり、3,500万円の増となっております。説明欄のとおり、熊本地震で崩落した旧阿蘇大橋の保存に要する経費の増となっております。

財源内訳のその他は、熊本地震復興基金でございます。

6段目の現年発生災害復旧工事費でございますが、左から4列目のとおり、3億5,000万円の増となっております。説明欄のとおり、令和3年8月の大雨により被災した道路の復旧に要する経費の増となっております。

以上、道路保全課の11月補正分の総額は、左から4列目の最下段のとおり、3億8,500万円の増となります。

この結果、道路保全課の補正後の予算総額は、左から5列目の最下段のとおり、156億3,000万円余となります。

次に、ゼロ県債の債務負担行為の設定を2件お願いしております。

引き続き、同じページの2段目の単県道路修繕費は、梅雨期までに小規模な舗装の老朽損傷箇所を舗装修繕するもので、説明欄のとおり、熊本高森線ほか8か所で1億9,700万円を設定しております。

次に、上から4段目の道路舗装費は、計画的に舗装補修を実施するもので、説明欄のとおり、国道442号ほか22か所で4億5,300万円を設定しております。

なお、これら2事業につきましては、劣化した舗装の損傷が梅雨期に進行することを未然に防ぎ、道路交通安全を確保することを目的に、早期発注するものでございます。

道路保全課からは以上でございます。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

6ページをお願いいたします。

今回、補正額はございません。

債務負担行為の設定について御説明いたします。

2段目の公園維持費ですが、右側の説明欄を御覧ください。

令和4年度から8年度まで、熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園管理運営業務、そして水俣広域公園管理運営業務を指定管理者に委託する経費として、5年間で、計11億1,300万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

都市計画課からは以上です。よろしく願いいたします。

○仲田下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

流域下水道事業会計について御説明いたします。

今回、補正額はございません。

債務負担行為の設定について御説明いたします。

上から2段目の熊本北部流域下水道管理費に係る管渠費、処理場費、業務費、総がかり費等の説明欄を御覧ください。

まず、熊本北部流域下水道水質法定検査業務ですが、下水道管理者には、下水道法において処理場からの放流水の水質検査の実施が義務づけられており、この水質検査を次年度当初から円滑に実施するため、検査業務委託に関する経費として600万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

また、熊本北部流域下水道管理運営業務ですが、これは、令和4年度から令和8年度まで指定管理者へ管理運営業務を委託する経費として、5年間で、計41億6,600万円余の債

務負担行為の設定をお願いするものです。

同様に、4段目の球磨川上流流域下水道管理費についても、水質検査業務に関する経費として500万円余と指定管理者へ管理運営業務を委託する経費として、5年間で、計8億7,600万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

資料の8ページをお願いいたします。

2段目の八代北部流域下水道管理費についても、先ほどと同様、水質検査業務に係る経費として500万円余と指定管理者へ管理運営業務を委託する経費として、5年間で、計10億1,500万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

下水環境課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○菰田河川課長 河川課でございます。

9ページをお願いします。

初めに、補正予算について御説明いたします。

下から3段目の海岸環境整備事業費でございますが、左から4列目のとおり、2,600万円余の増となっております。これは、令和3年8月の大雨により海岸保全区域に漂着した流木等の撤去に要する経費で、荒尾海岸ほか11か所の撤去に係る額を計上するものです。

続きまして、10ページをお願いいたします。

上から4段目の現年発生災害復旧工事費ですが、左から4列目のとおり、600万円余の増となります。これは、令和3年8月の大雨等により被災した公共土木施設のうち、補助災害復旧事業の採択基準である1か所の工事が120万円に満たないものにつきまして県単独事業として実施するもので、天草市を流れる碓石川ほか5か所の復旧に係る額を計上するものです。

以上、河川課の11月補正分の総額は、左から4列目の最下段のとおり、3,300万円余の

増となり、11月補正後の予算総額は、5列目の最下段のとおり396億8,900万円余となります。

次に、債務負担行為の設定をお願いしております。

再度、9ページをお願いいたします。

2段目の河川掘削事業費でございますが、表右側の説明欄をお願いいたします。

1億6,400万円のゼロ県債の設定をお願いしております。これは、津奈木町の津奈木川ほか3か所におきまして、特に土砂の堆積が著しい河川について、来年の出水期までに堆積した土砂の掘削を行い、河川の流下能力の維持を図るものです。

4段目の単県河川改良費でございますが、説明欄に記載のとおり、3,000万円のゼロ県債の設定をお願いしております。これは、宇土市の網津川河口部の河川改修におきまして、非出水期での施工で、ノリ養殖の開始時期までに工事完了を図るためのものです。

下から2段目の単県海岸保全費でございますが、説明欄に記載のとおり、5,000万円のゼロ県債の設定をお願いしております。これは、宇土市の平岩海岸ほか1か所において、ノリ養殖の開始時期までに護岸施設の補修を完了するためのものです。

次に、10ページをお願いいたします。

2段目の過年発生国庫補助災害復旧費について、説明欄に記載のとおり、庁用自動車賃借の債務負担行為の設定として1,100万円余をお願いしております。これは、令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業などの施行に伴い必要となる庁用自動車20台分のリース契約を年度当初から行うためのものです。

河川課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○原港湾課長 港湾課でございます。

11ページをお願いします。

今回の補正予算について御説明いたしま

す。

5段目の現年発生国庫補助災害復旧費です。表左から4列目のとおり、3,000万円余となっております。これは、令和3年台風第14号により被災した熊本港の港湾施設の復旧に要する費用です。

次に、7段目の現年単県災害土木費です。表左から4列目のとおり、800万円の増となっております。これは、令和3年台風第14号により被災した熊本港の港湾施設の復旧に要する費用で、国庫補助対象とならない施設の復旧に要する経費です。

この結果、表左から5列目の最下段のとおり、港湾課の一般会計補正後の予算総額は58億2,300万円余となります。

続きまして、債務負担行為について御説明します。

まず、一般会計につきましては、11ページの上から2段目、単県港湾整備事業費において、表右側説明欄のとおり、10億2,100万円の債務負担行為の設定を計上しています。これは、長洲港ほか3港におけるしゅんせつ事業で、ノリ養殖に支障ない時期までに工事を完了させるため、ゼロ県債の設定をお願いするものです。

12ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計について御説明します。

2段目の施設管理費において、表右側説明欄のとおり、5年間の庁舎警備委託を含む庁舎等管理業務、総額1,400万円余の債務負担行為の設定を計上しています。これは、年度当初から施設の管理を円滑に行うため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

港湾課からは以上です。よろしく願いいたします。

○松田砂防課長 砂防課でございます。

13ページをお願いします。

上から2段目の災害関連緊急地すべり対策

事業費でございますが、表左から4列目のとおり、3億4,100万円余の増となっております。これは、説明欄のとおり、天草市の大矢崎地区において、令和3年8月の大雨により地滑りが発生した箇所における地滑り防止施設の整備に要する経費でございます。

3段目の単県砂防施設維持管理費でございますが、表左から4列目のとおり、5,000万円の増となっております。これは、説明欄のとおり、甲佐町の川平川ほか2か所において、令和3年8月の大雨により発生した土石流を砂防堰堤が捕捉しており、この堆積土砂を撤去するなど、既設の砂防設備の機能回復に要する経費でございます。

以上、砂防課の11月補正分の総額は、表左から4列目最下段のとおり、3億9,100万円余の増で、11月補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、84億5,000万円余となります。

砂防課は以上です。よろしく願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

15ページをお願いします。

令和3年度繰越明許費です。

繰越明許費については、表左から3列目、既設定金額は、最下段のとおり、さきの9月議会において129億5,200万円余の承認をいただいたところです。

今回、表左から4列目の追加設定金額として、1の一般会計合計574億2,300万円余、2の港湾整備事業特別会計5億9,200万円余、3の臨海工業用地造成事業特別会計2,000万円、一般会計及び特別会計の合計580億3,600万円余の追加設定をお願いしております。追加後の設定金額は709億8,800万円余となっております。

繰越しにつきましては、事業の進捗管理と効率的な執行を図るとともに、適正工期の確保等を適切に運用してまいります。

次に、17ページお願いします。

第14号議案、工事請負契約の変更についてです。

提案理由は、予定価格5億円以上の工事で、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案しているものです。

なお、この契約案件は、令和元年11月県議会定例会において議決いただいたものです。

内容につきましては、18ページの概要により説明します。

工事名は、国道389号広域連携交付金(下田南3号トンネル工事)。工事内容は、トンネル工。工事場所は、天草市天草町下田南地内。請負契約締結日は、令和元年12月13日。請負業者は、中村・吉田・苓州特定建設工事共同企業体。契約工期は、契約締結日の翌日から令和4年1月31日まで。変更契約金額は、13億3,870万円を14億5,553万9,008円に変更するもので、1億1,683万9,008円の増額となります。金額の変更理由は、トンネル掘削における土質の変化による支保構造や掘削補助工法の変更に伴う増額、最新の資材等単価及び積算基準への変更に伴う増額、週休2日工事の取組に伴う増額を行うものです。

19ページをお願いします。

第15号議案、工事請負契約の変更についてです。

この契約案件は、令和2年11月県議会定例会において議決いただいたものです。内容につきましては、20ページの概要により説明します。

工事名は、県央広域本部・防災センター合築庁舎(仮称)新築工事ほか合併。工事内容は、合築庁舎棟、鉄筋コンクリート造、地上7階地下1階建て、延べ面積1万620平方メートル。連絡通路、鉄骨造、地上2階部分、延べ面積198平方メートル。上記建築に伴う既存建物及び外構解体工事並びに外構整備工事。工事場所は、熊本市中央区水前寺6丁目

18番1号地内。請負契約締結日は、令和2年12月15日。請負業者は、大林・建吉・豊建設工事共同企業体。変更契約工期は、契約締結日の翌日から令和5年2月28日までを契約締結日の翌日から令和5年3月15日までに。変更契約金額は、43億9,628万7,896円を44億4,771万652円に変更するもので、5,142万2,756円の増額となります。工期及び金額の変更理由は、地中障害物撤去の増工に伴う工期延長。また、地中障害物の撤去、処分に要する費用の増額。最新資材単価への設計変更に伴う増額を行うものです。

監理課からは以上でございます。よろしくをお願いします。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

21ページをお願いいたします。

第21号議案、指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称は、熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園でございます。指定管理者の名称は、地元3社で構成されるSFT共同企業体です。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年間でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

選定に係る概要について御説明いたします。

2の選定理由ですが、当施設で求める管理運営業務の内容を満たしており、安定的な運営が可能となる人員及び財政的基盤を有し、環境保全や地域貢献に向けた取組も着実に実施されていることが選考委員会で評価されているところでございます。

提案価格は、令和4年度から5か年間の合計で2億578万円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等は記載のとおりでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

第22号議案、指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称は、水俣広域公園です。指定管理者の名称は、4社で構成されるハートリンク水俣です。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年間です。

続きまして、24ページをお願いいたします。

選定に係る概要について御説明いたします。

2の選定理由でございますが、当施設で求める管理運営業務の内容を満たしており、安定的な運営が可能となる人員及び財政的基盤を有し、利用者の増加を図るための取組や環境保全、地域貢献に向けた取組も着実に実施されていることを選考委員会で評価されているところでございます。

提案価格は、令和4年度から5か年間の合計で8億9,500万円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等は記載のとおりでございます。

都市計画課からは以上です。よろしく御願いたします。

○仲田下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

流域下水道の指定管理者の指定について御説明いたします。

まず、第23号議案の熊本北部流域下水道の指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者の名称は、県内の3社で構成される九テク・熊環・熊エンジニアリング委託業務共同企業体で、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

内容につきましては、26ページの概要で御

説明いたします。

2の選定理由でございますが、企業体について、提案内容が当施設の維持管理の内容を満たしており、安定的な運営が可能となる人員及び財政的基盤を有し、資源の活用や環境保全、地域貢献に向けた取組が着実に実施されることを指定管理候補者選考委員会で評価されているところでございます。

提案価格は、令和4年度から令和8年度までの5年間の合計で41億6,511万7,000円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

資料の27ページをお願いいたします。

次に、第24号議案の球磨川上流流域下水道の指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者の名称は、県内の2社で構成される九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体で、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

内容につきましては、28ページの概要で御説明いたします。

2の選定理由でございますが、企業体について、提案内容が当施設の維持管理の内容を満たしており、安定的な運営が可能となる人員及び財政的基盤を有し、環境保全や地域貢献に向けた取組が着実に実施されることを指定管理候補者選考委員会で評価されているところでございます。

提案価格は、令和4年度から令和8年度までの5年間の合計で8億7,606万円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

資料の29ページをお願いいたします。

次に、第25号議案の八代北部流域下水道の指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者の名称は、全国展開している業者と県内業者の2社で構成される日本管財環境サービス・三協エンジニアリンググループで、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

内容につきましては、30ページの概要で御説明いたします。

2の選定理由でございますが、グループについて、提案内容が当施設の維持管理の内容を満たしており、安定的な運営が可能となる人員及び財政的基盤を有し、災害時の体制や環境保全、地域貢献に向けた取組が着実に実施されることを指定管理候補者選考委員会で評価されているところでございます。

提案価格は、令和4年度から令和8年度までの5年間の合計で10億1,376万円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

下水環境課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○原港湾課長 港湾課でございます。

31ページを御覧ください。

第26号議案の指定管理者の指定について御説明いたします。

施設の名称は、三角港波多マリーナ、指定管理者の名称は、三角町漁業協同組合、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

32ページをお願いいたします。

選定に係る概要について御説明いたします。

2の選定理由ですが、当該施設で求める施設管理の内容を満たす提案が行われ、安定的な運営が可能となる人員、財政基盤を有し、施設運営に関する専門的能力を選考委員会で評価されたことなどです。

なお、提案価格につきましては、利用料金

制を採用しており、県からの委託料の支出がないことから、価格の提案は行わせていません。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等は記載のとおりです。

港湾課からは以上でございます。よろしく御願いたします。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料33ページの第30号議案から35ページの32号議案までの3件でございます。

議案の説明につきましては、36ページの概要の一覧表にて説明いたします。

まず、議案番号第30号です。

本件は、道路上に設置されていたグレーチングとその枠の隙間に自転車の前輪が挟まり転倒し、右手首骨折等を負うとともに、前輪タイヤ等を損傷した案件です。

本件は、自転車の運転者がグレーチングとその枠の間に隙間があり、自転車の前輪が挟まる危険性を予見すること及び事故を回避することが困難であることを考慮して、損害額の全額に当たる81万6,293円を賠償しております。

次に、議案番号第31号です。

本件は、原動機付自転車で進行中、進行方向左側の歩道に生育していた街路樹から落ちていた枝に乗り上げ、転倒したため、車両右側面を損傷するとともに、左右の膝及び右腕を負傷したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の3割に当たる3万9,698円を賠償しております。

次に、議案番号32号です。

本件は、軽乗用自動車で行進中、進行方向左側の歩道に生育していた街路樹から落ちて

きた枝に衝突し、フロントガラス等を損傷したものであります。

本件は直撃事案であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、損害額の全額に当たる77万4,000円を賠償しております。

道路保全課は以上でございます。

○河津修司委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいてはっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまの説明について質疑はありませんか。

○山口裕委員 ちょっとお尋ねですが、指定管理者の指定についてお尋ねします。

選考委員からの意見等を見れば、おおむね評価なされてるんですが、得点の状況を見ると、かなり同じような事業でも差があるのかなというふうに思っております。

例えば、22ページの案件と24ページの案件、かなり差がありますが、この辺りはどう我々は理解しておけばいいのでしょうか。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

今、山口委員のほうから、得点に差があることをどういう理由かということでございます。

この得点の理由につきまして、やはり管理者のほうで、その事業規模であったり、技術

力であったり、あとは提案内容であったり、そこら辺について我々のほうで求めるものがございまして、その求めるものに評価が異なっていることによると思っております。

以上でございます。

○山口裕委員 例えば、ほかにも申し込まれた方もいらっしゃるかとは思いますが、その評価に、例えば何割取っていなければ評価できないと、そういうのは何か厳格に取決めはあるんですか。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

指定管理者のほうにつきましては、ほかのほうには1社のほうで提案があったということございまして、ほかに提案はあっておりません。

ただ、得点につきましては、1社入札でも可ということで考えておりまして、その最低評価については記載はございません。

以上でございます。

○山口裕委員 今のお聞きすれば、その点数による合否っていうか、適、あるいは不適はないということですが、事業を進めるに当たっては、かなりの年月をお願いするわけでありまして、適切にやっぱり管理されることが一番だというふうに思いますので、今後とも、指定管理で選定された状況も踏まえつつ、どうぞしっかりと向き合っていただければと思います。

以上です。

○河津修司委員長 ほかに質疑はありませんか。

○本田雄三委員 道路保全課さんの5ページについて、ちょっと御確認をさせていただきたいと思えます。

上から2段目の熊本地震で崩落した旧阿蘇大橋の保存に関する費用で出ておりますけれども、これは一応保存する上での工事費と思っております。これは毎年周辺の、ある意味では、維持管理で除草とか、いろいろ出てくるかと思うんですけども、そこら辺りは、今後ずっとそういうふうな負担行為が出てくるような状況になるのでありますでしょうか。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

この阿蘇大橋の橋桁の取扱いにつきましては、南阿蘇村から要望がございました。その時点で、その要望の前提として、維持管理は南阿蘇村が行うことというふうになっておりまして、今回提案されております工事が終われば、南阿蘇村のほうに引き継ぐことになるかと思っております。村道部分は僅かでございます。

○本田雄三委員 分かりました。

○河津修司委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第4号まで、第14号、第15号、第21号から第26号まで及び第30号から第32号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 御異議なしと認めて、一括採決いたします。

議案第1号外14件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外14件は、原案のとおり

可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の事前の申出3件と追加の申出1件、計4件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

報告事項1、災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等について説明します。

1 ページをお願いします。上段です。

1、令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況です。

上段のグラフが県事業、下段のグラフが市町村事業となっております。

上段の県事業ですが、土木部及び農林水産部の合計で、全体事業費496億円に対し、令和3年10月末の契約額は227億円、46%の進捗となっております。

下段の市町村事業ですが、全体事業費556億円に対し、令和3年10月末の契約額は284億円、51%の進捗となっております。

2 ページをお願いします。

2、防災・減災、国土強靱化事業、県分の進捗状況でございます。

直轄事業負担金を除く全体事業費179億円に対し、令和3年10月末の契約額は138億円で、77%の進捗となっております。

被災地の一日も早い復旧、復興、県民の安

全、安心の確保に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、下段3、県工事の不調、不落の状況です。

①熊本地震以後の年度別の状況です。折れ線グラフが不調、不落の発生率となっております。熊本地震翌年度の平成29年度をピークに下降しておりましたが、令和3年度は11月末で15.2%と上昇しております。

3ページをお願いします。

昨年7月以降の月別の状況です。折れ線グラフが不調、不落の発生率です。今年度に入り、4月、5月と上昇し、その後、6月、7月と減少していましたが、8月に20.1%と上昇し、11月では22%となっております。

下段、③が発注機関別の状況です。

最下段の表をお願いします。

芦北、球磨、災害復旧事業が集中している芦北地域で22.0%、球磨地域で27.7%と、不調、不落の発生率が他の地域に比べて高くなっております。

国や市町村も含め、災害復旧事業や国土強靱化事業などの発注が本格化し、地域の建設企業の手持ち工事量が増加しております。技術者の不足等により受注を控えるといった動きが継続して見られます。

入札契約制度の見直しの第三弾として11月から導入しました復興JVの効果を見極めるなど、今後の状況に注視してまいります。

監理課からは以上でございます。

○菰田河川課長 河川課でございます。

右上に報告事項2と記載してある資料をお願いいたします。

本報告につきましては、建設常任委員会のほか、総務常任委員会の報告事項となります。

球磨川水系に係る河川整備基本方針の変更及び河川整備計画の策定状況等についてですが、9月の常任委員会において報告しました

以降の状況について御報告いたします。

まず、河川整備基本方針の変更についてですが、丸の3つ目に記載しておりますとおり、これまで5回の検討小委員会と河川分科会が開催されたところです。

箱囲みの検討小委員会の概要をお願いいたします。

第3回の小委員会では、計画を超える洪水に対応する流域治水の取組や河川環境と利用及び基本方針の本文骨子について、また、第4回の小委員会では、本文案について審議されました。

知事からは、第4回のところですが、新たな基本方針に流域住民の思いや緑の流域治水の理念、人材育成の重要性などをしっかり盛り込んでいただいたこと、また、命と清流の両立を目指し、緑の流域治水を進めていくため、先頭に立って取り組むなどの意見を述べられました。

下の4つ目の丸に記載しておりますとおり、河川分科会では、検討小委員会で審議された基本方針の変更について適当と認めるとされました。

次のページをお願いします。

河川整備計画についてですが、基本方針に沿って中期的な具体の整備内容を定める河川整備計画の策定に向けて、現在、国と県において作業を進めているところです。

学識者懇談会については、10月に現地視察を、今年13日には第2回の懇談会を国と合同で開催しました。

箱囲み部をお願いいたします。

第2回の懇談会の概要ですが、原案に盛り込むべき河川整備の考え方について意見聴取を行いました。

河川整備について、球磨川本川は、人吉地点で50分の1規模、八代横石地点で80分の1規模、また、県管理河川は、おおむね30分の1規模の気候変動を考慮した年超過確率の洪水に対応する取組を予定しているところで

す。

新たな流水型ダムについては、位置、高さ、ダムによる湛水範囲を従来の貯留型ダムと同じとし、ダム形式は重力式コンクリートダムとすることが提示されました。

また、整備計画の完了により、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して、人吉市等の区間における越水の防止、中流部における家屋の浸水防止など、流域の浸水被害軽減に努めたいと考えており、これは、本年3月に取りまとめました球磨川水系流域治水プロジェクトの目標と整合するものです。

3つ目及び4つ目の丸に記載しておりますとおり、今後関係住民の皆様からも御意見を聴取し、その後、流域首長の御意見を伺い、計画策定を行っていく予定です。

次に、新たな流水型ダムに係る環境アセスメントについて御報告します。

今月14日に第2回流水型ダム環境保全対策検討委員会が開催されました。この委員会では、6月に開かれた第1回委員会の意見を踏まえ、環境影響評価法の配慮書に相当する環境配慮レポートの説明、審議が行われました。配慮書とは、環境保全のために配慮すべき事項についての検討を行い、その結果をまとめた図書になります。

資料には記載しておりませんが、委員から、流水型ダムの位置、規模、構造や環境影響等に関する意見がありました。

今後、国において、委員会の意見を踏まえて、レポート案を修正し、環境レポートとして公表の上、関係行政機関、一般及び国土交通大臣、環境大臣の意見聴取が行われる予定です。

次のページをお願いいたします。

最後に、五木村、相良村の振興について御報告します。

上段の箱囲みに記載しておりますとおり、今月7日に知事と九州地方整備局長が五木村と相良村を訪問し、流水型ダムの諸元を説明

するとともに、今後の両村の振興に向けた決意を表明されました。

中段以下に両村からいただいた主な意見を記載しておりますが、これまでのダム問題の経緯を踏まえた、また、村の将来を見据えた様々な御意見をいただきました。

今後、県としましては、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水について、国と連携し、両村の皆様にご理解、ご協力をいただけるよう丁寧に説明を尽くすとともに、両村の御意見をしっかりと伺いながら、国、県が一体となって、両村の振興に全力で取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上です。

○折田住宅課長 住宅課でございます。

報告事項3、熊本県住宅マスタープランの策定案について御説明させていただきます。

県では、住生活基本法に基づき、本県の住宅施策の基本となる熊本県住宅マスタープランを策定しています。

資料の左上の四角囲みを御覧ください。

現在の県計画については、期間を平成29年度から令和7年度までとし、夢にあふれる豊かな住生活の実現という基本理念の下、資料に示しております5項目を基本目標とし、各目標の実現に向けた施策を掲げています。

このたび、上位計画である国の全国計画が令和3年3月に見直されたことに伴い、本計画についても、今年度中に見直すこととしています。

次に、国の動きとしまして、今回の全国計画の改定では、新たな日常や豪雨災害等に対応した施策の方向性と2050年カーボンニュートラルの実現に向けた施策の方向性が追加されました。

また、県の動きとして、県政運営の取組の方向性を示す新しいくまもと創造に向けた基本方針が策定されております。

社会情勢の変化につきましては、住宅総数

が総世帯数を上回る中、空き家率が上昇しております。今後世帯数が減少する中で、特に、高齢者世帯は増加傾向が続くことが見込まれております。

また、県営住宅の状況につきましては、老朽化が進展する中、空き家が増加し、高齢者や子育て世帯等の入居割合が高くなっております。

これらを踏まえ、今回の改正のポイントとしまして、現行計画をベースに、頻発、激甚化する災害への対応、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応、脱炭素社会の実現に向けた対応の3つの視点を追加し、併せて県営住宅につきましても、既存ストックの有効活用と長寿命化、社会ニーズに対応した運営など、今後の在り方について改めて整理しております。

右の改定計画の体系を御覧ください。

計画期間は令和12年度までとしております。基本理念を、これは縦書きの部分ですが、持続可能な「新しいくまもと」の創造による豊かな住生活の実現と定め、5つの将来像を掲げ、それぞれに該当する基本目標を位置づけております。

基本目標1から4までは、現行計画から継続した項目であり、今回の改定では、新しく基本目標5としまして、熊本地震や豪雨災害への対応を含め、頻発、激甚化する災害への対応の項目を追加しました。

最後に、今後のスケジュールについてですが、12月下旬から来年1月にかけてパブリックコメントを行い、2月の国土交通大臣の同意を経て3月に改定、公表する予定としております。

住宅課からの報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○森山監理課長 右上に報告事項(追加)と書いてあります資料をお願いします。

建設工事受注動態統計調査についてでござ

います。

議事次第では3件しかありませんでしたが、本日の朝、急遽、机上に配付させていただきました。よろしく申し上げます。

この件は、報道等で御存知のことと思いますが、昨日の衆議院予算委員会で議論された件でございます。

報道によりますと、指摘事項が2件あってございまして、1つは、国土交通省が、都道府県に対し、書換えを指示したというものと、それからもう一点は、国土交通省におけるその集計におきまして二重計上が生じているといったような内容でございました。

この調査の概要、あるいは本県の対応について、この説明資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、1番、建設工事受注動態統計調査の概要でございます。

この調査の目的は、建設業者の建設工事受注動向等を把握し、各種施策や企業の経営方針策定等の参考資料として広く一般に提供することを目的に調査されているものでございます。毎月調査されております。

調査対象業者数は全国で約1万2,000者、これは全国に約47万者の建設業許可業者がおりますけれども、この47万者の中から、建設工事の受注高や公共工事の受注高、あるいは都道府県のバランスといったものを考慮して、国土交通省で抽出されているものでございます。

本県では、令和2年度の実績になりますが、202者、昨年度の平均ですけれども、回答者数が116者、回答率が57.4%となっております。

主な調査項目は、公共、民間といった発注者別、あるいは土木、建築機械といった工事種類別の月間の受注高、それから受注工事の工事名、これは1件500万円以上の元請の工事になりますけれども、工事名、あるいは施工箇所、これは都道府県になります。それか

ら、発注機関、工事の種類、請負契約額といった調査項目となっております。

2番、当該調査における熊本県の担当業務でございます。

建設工事受注動態統計調査は、法定受託事務として、国土交通省からの依頼を受け、県が調査事務の一部を行っております。

県が受託している事務の内容は2つありまして、1つ目は、国土交通省が抽出した調査対象建設業者に対し、年度初めに調査票、これはデータ入力するようなシートになっておりますけれども、これを配付しております。それから、毎月初めに、その調査業者から県に提出される調査票を形式的な審査をして取りまとめの上、調査票の原本を毎月中旬頃までに国土交通省に送付しております。

米印で書いておりますが、県において、データの入力でありますとか、集計や分析を行っているものではございません。

また、報道等でありました未提出業者の受注高について、国において推計値で計上されていたという取扱いにつきましては、県においては承知していないところでございます。

いわゆる書換えについてですけれども、調査票の形式審査について、県が行っているものですけれども、毎年、国土交通省において、都道府県の担当者説明会が開催されております。その中で審査の事務というものが周知されています。配付説明された調査票、審査の手引では、調査票が同一業者から数か月分をまとめて複数枚、複数月分が提出された場合に、県において各月の受注高を合算して、最新月の受注高欄に修正するといった、報道によれば書換えというふうに言われてますけれども、そういったことをするようになっております。

このため、本県においても、全国統一の取扱いとして、他の都道府県と同じように、受注高を1枚の調査票に合算して書換えをして提出をしておりました。これは、平成25年度

から令和元年度まで熊本県の場合は行っていたものでございます。

この県の事務処理は、複数月分の受注高を1枚の調査票、データシートになりますけれども、これにまとめるものでありますので、県の事務処理において受注高が二重計上になるといったものではございません。

なお、現在の取扱いですけれども、令和3年度から、国土交通省におきましては、調査票未提出者の受注高の推計方法が改められております。また、都道府県におけるその複数月分の合算処理、いわゆる書換えは必要ないということになっております。

以上でございます。

○河津修司委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○山口裕委員 住宅マスタープランのことにしてお尋ねしますけれども、今回国の動きに準じて見直しがなされるということでありまして、平成29年に策定された内容等も見てみますと、令和2年の7月豪雨等々も踏まえて今回の見直しかなというのは一定の理解をするんですが、その見直される内容について今後どう取り組んでいくのか、具体的な説明等々もないままこの報告がなされておりますので、例えば、新たな災害に備え、安心して暮らせる住生活ってということでありまして、安全な住宅、住宅地の形成なんていうことは、前回の内容には盛り込まれておりませんので、もうちょっと詳細に教えていただければと思いますが。

○折田住宅課長 住宅マスタープランの中の安全な住宅、住宅地の形成、これの中身といいますか、説明でございますけれども、従前、災害に強い住環境の整備というのはござ

いましたけれども、例えば、不動産取引業における住宅、災害リスクの情報の提供、それとか災害の危険性の高いエリアへの立地の抑制、安全な立地への誘導、あるいは大規模盛土造成地におきましては、地盤の変動予測調査、崩落防止対策等々の対策を講じるというようなものでございます。

○山口裕委員 今説明をいただきましたが、29年に策定された概要版を私持ってきているんですけども、そんなことはどこにも触れてありませんが。概要版なので、書いてないってということかどうか分かりませんが。

○折田住宅課長 概要版につきましては、詳細なものを、いわゆる施策として書いているものではございませんで、いわゆる基本的な考え方、例えば、災害の危険性の高いエリアへの立地抑制と既存住宅の移転促進とか、災害に強い住環境の整備とか、あるいは災害リスクのある危険区域に立地する公営住宅の安全確保というような内容になるかと思いません。

○山口裕委員 書いてある書いてないで問答するつもりはなくて、今後どう進めるか我々も理解しておく必要があると思います。

住宅を造ることには民間の考え方もあるでしょうが、住宅地の形成なんていうのも皆さん盛り込んで、これって今までにない考え方なんで、この辺りはしっかりと今後の方針や、そういうふうなものを示していただかないと、方向性を限定し過ぎても、今後10年の計画を進める上で支障になってはなりませんので、弊害というか、そういうものになってはいけませんけれども、よりよく進めるためには、しっかりと説明をいただければと思います。

その上で、もう1点御指摘をさせていただきますが、県の施策でやってるものは、しつ

かりと数値も目標化してあってやれてるのかなと思いますが、29年度来ずっと見てますと、民間企業が絡んでくると、なかなかうまく進んでいないというのが現状かと思っておりますので、今後は、その推進の連携等も、もうちょっと具体性を増して進めていただければと思います。

以上です。

○河津修司委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入りますが、ここで私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、平成27年度から、常任委員会ごとに、1年間の常任委員会としての取組の成果を2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員からの提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様にお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」「どうぞ」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

○増永慎一郎委員 1つだけいいですか。

冒頭に土木部長の総括説明がございました。議案に関係ないので、その他で質問させていただきたいと思いますが、T S M Cの件でございます。

最後に、中九州横断道路のさらなる建設促進を国に求めるとともに、周辺の渋滞対策や

公共下水道の整備など、課題の解決に向けてスピード感を持って取り組んでまいりますというふうなお話がありました。

何かスピード感を持ってというと、何か明確な目標があって、どういうふうにするっていうのがあるような感じがするんですけども、具体的にそのT SMCの対策で道路を入れるとか、そういった部分の何か対策があるんでしょうか。

○森道路整備課長 T SMC 関連に関しまして、現在県で今整備を行っているものとしては、都市計画道路、菊陽空港線、県道でいいですと新山原水線、これを県と菊陽町と区間を区切って同時に今着手しているところでございます。

現在、詳細設計等は終わりました、実は今日、あした、地元に対して都市計画変更の説明会を行うこととしております。今年度末には決定変更しまして、来年度には事業認可手続を行った上で、もう来年度から用地買収に着手すると。用地買収次第ではございますが、一部、工事にも着工したいと考えているところでございます。

ただ、何年度完成というところにつきましては、まだ用地交渉が来年からということでございますので、早急にスピード感を持ってというのはそういうところで進めてまいりたいと考えているところでございます。

○増永慎一郎委員 よく分かりました。

それから、セミコンテクノパークには、1万人ぐらい雇用があつて、ほとんどの方がマイカー通勤をされているということでございまして、新たにT SMCができて、1,500人ぐらいの雇用が見込まれるという話でございました。関連まで入れたら、まだ広がるんだろうと思いますけれども、今も非常に渋滞しておりますので、新たなルート案とか、そういった部分をもうちょっと早く検討してい

ただきたいと思います。これは要望です。

重ねて、また要望するんですけども、中九州横断道路のさらなる建設促進を国に求めてと、昨日の高速交通ネットワーク整備推進特別委員会で、高規格道路の予算総額の話がございましたけれども、10年ぐらいで倍増しているということで、これは皆さん方の頑張りのおかげだというふうに感じております。

しかし、倍増してるからということではなくて、ほかに、中九州以外にも高規格道路一生懸命取り組んでいるところがございます。県の総枠を、そのほかについても増やしてほしいですけども、ぜひ中九州を中心に持って行って、総枠から中九州にシフトしていくということではなくて、中九州には、新たにT SMC絡みで余分にお金を持ってくるんだよというふうな心構えで、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

総枠は変わらずに中九州が増えれば、ほかの今取り組んでいる道路の予算が減ってしまうということになりますので、それが一番私たちは懸念しておりますので、その辺はよく理解をいただいて、そして、さらに取り組んでいただくように要望しておきます。

以上です。

○仲田下水環境課長 すみません、今の御質問の中に公共下水道の整備とございましたので、こちらの取組について説明させていただきます。

菊陽町の公共下水道につきましては、県のほうが受託をして県で施行するという事になっております。これは、9月の議会で約10億8,000万ほどの予算を御承認いただきまして、これをもって菊陽町からの予算の受入れということで、県のほうで受託したいと思っております。

この議決の直後、9月の末に県と町と受委託の協定を組みまして、県のほうで正式に受託をするということが決まりました。

それから、10月の末に、職員の派遣であるとか実施協定を組みまして、具体的に県北の広域本部の工務課のほうに整備を行う人員を配置しまして、こちらの下水道整備のほうに既に着手をしているところでございます。

さらに、商工労働部のほうで、11月議会で約5億5,000万の予算追加の議案提出をされております。これは、この公共下水道の整備をさらにスピードを上げまして、確実に整備を行うというものでございます。

県の下水環境課としましても、こちらのTSMCの進出に関しまして、即応支援ということで、この公共下水の整備のほうにしっかり努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○河津修司委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 ないようであれば、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が7件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第6回建設常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時9分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長